

## 意見公募要領

### 1. 意見公募対象

データガバナンス・ガイドライン（案）

### 2. 意見公募の趣旨・目的・背景

データガバナンス・ガイドライン（案）について、広く意見を集めるものです。ガイドライン案の内容については、別添の「【別添】データガバナンス・ガイドライン（案）（概要）」をご確認ください。

### 3. 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov(<https://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及びデジタル庁ウェブサイトの「意見公募手続（パブリック・コメント）」(<https://www.digital.go.jp/get-involved/procedure/>) ページに掲載いたします。

### 4. 意見の提出方法・提出先

電子政府の総合窓口「e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)」の意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

※1 提出意見は必ず日本語で記入してください。

※2 応募締め切り直前はアクセス集中による一時的な接続障害等の不具合が発生する可能性もあるため、期限に余裕をもって提出してください。いかなる理由があっても、原則として受付期間を過ぎての意見提出は認められません（大規模なシステム障害等、e-Gov 側に明らかな要因があった場合等を除く）。

### 5. 意見提出期間

令和7年5月1日（木）15時～令和7年5月23日（金）15時

### 6. 留意事項

- ・御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御意見については、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを除いて公表されることがございます。
- ・氏名、住所、電話番号、メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。